

令和6年度綾瀬市住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金（追加分）
支給事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対して臨時特別給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和6年12月13日（以下「基準日」という。）において、綾瀬市の住民基本台帳に記録されている者（基準日前に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において日本国内で生活していたが、いずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、住民票の消除後に初めて住民基本台帳に記録する市町村が綾瀬市であるものを含む。）で構成される世帯であって、同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和6年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯の世帯主とする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

3 前2項の場合において、住民基本台帳において異なる世帯として記録されている2以上の世帯であって同一の住居に居住する場合その他同一の世帯であると認めべき事情を有するものは、この要綱に基づく給付金の支給においては、同一の世帯とみなす。

（支給額）

第3条 給付金の額は、1世帯当たり30,000円とする。

2 基準日において児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある

者をいう。以下同じ。)を扶養している世帯(当該世帯に属する者が当該児童のみである場合を除き、児童を扶養している世帯と同様の事情にある世帯として市長が別に定める世帯(令和7年7月31日までに原因となる事実が生じたものに限る。)を含む。)に係る給付金の金額は、前項に規定する額に当該世帯に属する児童1人当たり20,000円を加算するものとする。

(受給権者)

第4条 給付金の支給を受けることができる者(以下「受給権者」という。)は、第2条第1項に規定する給付金の支給の対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合は、新たに当該世帯の世帯主となった者とし、これにより難いと認める場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める措置を受けた者その他特別な配慮を要する者の取扱いについては、市長が別に定める。

(申請及び支給の方法)

第5条 給付金の支給は、次の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 市長が別に定める給付金を金融機関の口座に振り込む方式により過去に受給した者であって、市長が給付金を給付する旨及び振込みを行う金融機関の口座に係る情報の通知(以下「受給意思確認通知」という。)を送付した後、受給意思確認通知の送付を受けてから市長が定める期日までの間に、給付金の給付を受けない旨又は給付を受ける金融機関の口座を変更する旨の申出を行わなかったもの
受給意思確認通知に記載した金融機関の口座に振込みを行う方法

(2) 前号に掲げる者以外の者 受給権者が住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金(追加分)申請書兼請求書(別記様式。以下「申請書」という。)を市長に提出して支給する方法

(3) 前2号に掲げる方式により難いと市長が認める場合 市長がその都度定める方法

2 前項第2号（同項第3号の規定により申請を行う場合を含む。）の規定により給付金の申請を行う者は、当該申請に際し、公的身分証明書の写し等を市長に提出し、又は提示しなければならない。

3 第1項第2号又は第3号の規定による給付金の支給は、金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。ただし、申請者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他金融機関の口座に振り込む方法による支給が困難であると市長が認める場合は、市の窓口で現金を直接交付することにより支給することができる。

（代理による申請）

第6条 代理により給付金の申請若しくは受領又はその双方を行うことができる者（以下「代理人」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 基準日において受給権者と同一の世帯に属する者
- (2) 受給権者の法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人並びに代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人）
- (3) 親族、里親その他の平素から受給権者の身の回りの世話をしている者等で、市長が特に認める者

2 代理人が申請書を提出するときは、当該申請書の委任欄に必要事項を記載して提出するものとする。この場合において、市長は、代理人に公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させることにより、代理人の本人確認を行うものとする。

3 市長は、前項の代理人が第1項第1号の者であるときは住民基本台帳により、同項第2号又は第3号の者であるときは市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（申請期限）

第7条 申請書の提出期限は、令和7年7月31日（必着）とする。

（支給の決定等）

第8条 市長は、第5条第1項の規定により受給権者の受給意思を確認し、又は受給権者が提出した申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給の可否を決定し、受給権者及び申請者に対しその旨を通知し、給付金を支給するものとする。

（給付金の支給等に関する周知等）

第9条 市長は、給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、

申請期限等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長が、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、受給権者から第7条の申請期限までに第5条第1項の規定による申請が行われなかったときは、受給権者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が、第5条第1項第2号(同項第3号の規定により申請を行う場合を含む。)の規定による申請を受理した後、申請書類の不備等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、第7条の申請期限までに当該申請書類の補正が行われなときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

3 市長が、第8条の規定による支給決定を行った後、申請書類の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、当該申請書類の補正が行われなことがその他申請者の責に帰すべき事由により支給できなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給した給付金を返還させるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月15日から施行する。

令和6年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金（追加分）申請書兼請求書
（申請を必要とする世帯の場合）

令和 年 月 日

（宛先）綾瀬市長

【誓約・同意事項】の①から⑥の内容に誓約・同意の上、申請します。

【誓約・同意事項】 ※必ずご確認の上、上記口にし点チェック(☑)をしてください。

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金（以下「給付金」という。）の支給要件（※）に該当します。
 ※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

① ア 世帯の全員が、令和6年度住民税非課税である。
 イ 世帯の全員が、令和6年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていない。
 （注）住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、親や子等、家族に確認してください。
 ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。

② 世帯の中に、令和6年度の住民税について、未申告である者はいません。

③ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

④ 公簿等で確認できない要件等がある場合は、関係書類を提出します。

⑤ 市が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年8月20日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金（住民税非課税世帯分）が支給されないことに同意します。

⑥ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

1. 申請・請求者（世帯主）

（フリガナ） 氏 名		性別	生 年 月 日	現 住 所
		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	住所 連絡先電話番号 ()

2. 申請・請求者が属する世帯の状況 ※令和6年12月13日時点の世帯の全ての構成員について記載

○令和6年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『住民税非課税証明書』を添付してください。（該当者全員） ※『住民税非課税証明書』の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

	（フリガナ）		申請者との続柄	性別	個人番号		現住所と令和6年1月1日時点の住所が異なる	異なる場合には令和6年1月1日時点の住所を記載	令和6年度住民税均等割課税状況
	氏 名	生 年 月 日							
1	（申請者）		本人		明・大・昭・平・令 年 月 日		<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
2					明・大・昭・平・令 年 月 日		<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
3					明・大・昭・平・令 年 月 日		<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
4					明・大・昭・平・令 年 月 日		<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
5					明・大・昭・平・令 年 月 日		<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
6					明・大・昭・平・令 年 月 日		<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告

※ 裏面も必ず記入してください。

3. 申請額・請求額

30,000円

4. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座) ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※ 下欄に記入し、振込先金融機関口座確認書類及び本人確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限ります。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	1.銀行 5.農協	本・支店 本・支所 出張所	1普通		
	2.金庫 6.漁協		2当座		
	3.信組 7.信漁連	支店コード			
	4.信連				

ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は ※欄にご記入ください。	通帳番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限ります。 ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 ※		

※ 金融機関の口座がない方、口座による受け取りが困難な方は、生活支援課(0467-38-8190)までお問い合わせください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ 代理人氏名	申請者 との関係	代理人生年月日	代理人住所
				明治・大正・昭和・平成 年 月 日
上記の者を代理人と認め、				世帯主氏名
本給付金の	確認・請求 受給 確認・請求及び受給	を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。		

提出書類

- 住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金申請書兼請求書
(申請を必要とする世帯の場合)(本書)
※ 必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- (代理人が申請する場合)『代理人本人確認書類の写し(コピー)』
※ 代理人の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- (「現住所と令和6年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)
令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和6年度住民税非課税証明書』の写し(コピー)

※ 記入漏れや添付書類の不備はありませんか。(記入漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 ____年 ____月 ____日 申請者氏名 _____